

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

新型コロナの感染拡大から2年を超えたが、全国的に感染の収束のめどはたたず、中小企業を中心に大きな打撃を受けている。また、景気の悪化で失業や労働時間削減に追い込まれているのが、最低賃金近傍で働くパートや派遣等の非正規雇用などで働く労働者である。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠である。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金の大幅な引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっている。

日本の最低賃金は、地域別に定められるため、都市部と地方とで格差があり、そのため若い労働者が都市部へ流出し、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっている。自治体においても、税収が減少し、行政運営にも影響がでている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で、全国一律制をとっている。また、それらの国では、政府が大胆な財政出動を行い、中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも、中小企業への支援策を拡充し、労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。

そのために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にすることを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

記

1. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金を抜本的に引き上げること。
2. 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正し、地域間格差の是正を図ること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げと事業所経営が継続できるよう、中小企業への支援策を最大限拡充し、国民の生命と暮らしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月18日

島根県邑南町議会

(意見書の提出先)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣